

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(中国産ねぎ及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号(最終改正：平成20年12月19日付け食安輸発第1219001号)に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、中国産冷凍ねぎにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

なお、自主検査について、登録検査機関において対応できない場合にあっては、モニタリング検査にて対応されるようお願いします。

記

1 対象食品

中国産ねぎ(わけぎを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)

2 検査項目及び検査頻度

- (1) MARNEX (XIAMEN) CORPORATION が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、フルアジホップに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬(フルアジホップを含む。)に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参考)

1. 品名：冷凍カットねぎ
2. 生産国：中国
3. 輸出者：MARNEX (XIAMEN) CORPORATION
4. 検査結果：フルアジホップ 0.2ppm (基準値：0.1ppm)
5. 検疫所：神戸検疫所食品監視第二課(届出受付番号：第67005898680号1欄)
6. 輸入者：株式会社 加ト吉